

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費	備 考
1 報償費	1 招聘した外部有識者に支払う謝礼金 2 賞品又は記念品費
2 旅費	外部有識者の招聘及びこの補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員（以下「職員旅費」という。）の旅行に係る実費（宿泊料を含む。）
3 イベント費	イベント開催のために必要な経費 （会場設営費、装飾費 等）
4 広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、バナー）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等
5 事務費	印刷消耗品費 通信運搬費 アルバイト賃金（補助対象事業の遂行のために直接必要な労働者に係るものに限る。） 振込手数料 翻訳料 通訳料、手数料、印紙及び証紙の購入代等
6 委託料	事業の運営、事業効果の分析及び評価、調査、統計等専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費
7 土地家屋借上料	一時使用目的（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条及び同法第 40 条の一時使用をいう。）の土地及び建物の借上料（敷金、権利金その他の金銭を除く。）
8 借損料	会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料等
9 工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費
10 備品購入費	事務机、椅子等、取得した時の性質及び形状を変えことなく比較的長期（おおむね 2 年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額がおおむね 5 万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
11 その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考

- 1 報償費は、補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員、公務員及び商工会等（商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び商工会連合会をいう。）の会員には支給しない。
- 2 賞品又は記念品費の総額の上限は、総事業費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 5 万円のいずれか少ない額とする。
- 3 備品購入費の総額の上限は、補助対象経費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 10 万円のいずれか少ない額とする。
- 4 補助対象経費の総額に 5 分の 1 を乗じて得た額を職員旅費の総額の上限とする。
- 5 備品の調達に当たっては、原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思料するときは、事前に地域産業支援課と協議すること。